

## 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

サービス種別	概要	監査実施端緒	監査理由	監査結果	行政上の措置
1 放課後等デイサービス 児童発達支援	・利用児童が通所していないにもかかわらず、利用があったこととして、サービスの提供記録を作成し、不正に給付費を請求していた。	従業者を名乗る者から、情報提供	不正請求(疑)	・書類の書き換えによる、不正請求が認められた。	【指定取消し】
2 就労移行支援 就労継続支援B型 共同生活援助	・当該事業所について、人員基準違反の疑いがあるとの情報提供があり、実地指導を行った。 ・その結果、事業開始時から勤務する意欲のない管理責任者の履歴書を偽造するなどして、申請を行い、不正に指定を受けたほか、他の常勤職員についても不在であるなど、人員基準を満たしていないことが判明した。	実地指導の結果、常勤職員がいない等、人員基準を満たしていないことが確認されたため	不正請求・人員基準違反(疑)	・指定の際に虚偽の書類を提出し、不正に指定を受け、かつ人員基準を満たしていなかった(就移・就B)。 ・変更届に虚偽の書類を提出し、人員基準を満たしていなかった(GH)。	【指定取消し】(就移・就B) 【効力の一部停止】(GH)
3 就労継続支援B型 就労移行支援	・一部職員が勤務表どおりに勤務していない、勤務表に記載されている職員のうち、会ったことのない者がいる、などの情報提供があった。	元職員からの情報提供	不正請求・運営基準違反(疑)	・監査の結果、人員欠如には当たらないことが判明し、不正請求は確認できなかった。	【文書指導】 ・管理者 ・サービス管理責任者の責務と個別支援計画 ・勤務体制の確保 ・記録の整備 ・個別支援計画未作成減算
4 生活介護	・施設の臨時職員が、利用者の脚を蹴り、打撲を負わせた。 ・施設の内部調査により、当該職員は加害行為を認めている。	法人から事故報告書の提出があったことによる	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・事故発生時の対応
5 障害者支援施設	・入浴のため利用者を浴室に誘導していた職員が、利用者の側頭部を平手で叩くのを、当該施設で作業を行っていた他職員が目撃する。	法人からの報告による	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者の管理等 ・介護
6 共同生活援助	・管理者及び世話人が利用者に対して虐待を行っている。 ・内容としては、利用者を怒ったり、大声を出したり、殴ったこともある等というもの。	事業所職員からの情報提供	虐待・運営基準違反(疑)	・管理者の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・身体拘束等の禁止
7 福祉型障害児入所施設	・職員が入所児童を振り払おうとした際、手甲が入所児童の顔面に当たり、顔面等負傷した。	児相からの情報提供による	虐待・運営基準違反(疑)	・監査では、本事案が職員による故意のものであったとは立証できなかった。 ・なお、児相では虐待事案と判定している。	【勧告】 ・一般原則 ・虐待等の禁止 ・児童発達支援管理責任者の責務
8 福祉型障害児入所施設	・A臨時支援員から、B臨時支援員あてに、指導員2名が入所児童3名に対して虐待(陰部に輪ゴムを当てる、身体を抑制する)を行っている旨、メールがあった。	法人からの報告による	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為(陰部に輪ゴムを当てるような行為)が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・事故発生時の対応
9 就労継続支援B型	・臨時生活支援員が、作業中の利用者に対して怒鳴り、胸ぐらをつかんだ。	法人からの通報による	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則
10 障害者支援施設	・支援員が利用者のトイレ介助を行い、排便後のケアをしたところ、利用者が支援員の腕を叩いたため、カッとされた支援員が利用者の背中を拳で殴った。	法人より事故報告書の提出があったことによる	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則
11 障害者支援施設	・支援員が利用者の腕にガムテープを貼って剥がす行為(これにより利用者の毛が抜けた)を行った。	苦情処理の経過を確認した際に発覚した。(当該利用者が施設に苦情を申し出ている)	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応
12 障害者支援施設	・行政機関への匿名の投書による。内容は、職員が利用者を風呂へ投げ入れた、利用者を叩くなど。 ・事実確認調査を行ったところ、投書の一部について、施設は把握していたが、記録がなく、事故報告していないことが確認された。	行政機関において匿名の投書を受理したことによる	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為(利用者を風呂へ投げ入れた行為)が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応